

第5次浦添市行政改革大綱

令和3年3月

浦添市

目 次

第1章 行政改革大綱の策定の背景

1. 行政改革大綱の必要性	1
2. これまでの行政改革の実績	2
3. 浦添市の将来人口	3
4. 浦添市の財政状況	5
5. 公共施設等の状況	8
6. 行政改革大綱の策定体制	10

第2章 第5次浦添市行政改革大綱の目的等

1. 目的	11
2. 構成と計画期間	11
3. 目標設定	11
4. 推進方法	11
5. 改革の視点	12

第3章 実施計画

1. 実施計画体系	13
2. 実施計画	14

参考資料

1. 浦添市行政改革取組の経緯	28
2. 第5次浦添市行政改革大綱の策定経過	30
3. 諮問書	31
4. 答申書	32
5. 浦添市行政改革推進委員会規則 / 委員名簿	33
6. 浦添市行政改革推進本部設置要綱 / 本部名簿・専門部会員名簿	36
7. 浦添市行政改革推進本部作業部会設置要綱 / 作業部会員名簿	40

第1章 行政改革大綱の策定の背景

1. 行政改革大綱の必要性

本市では、昭和56年に行政改革委員会を立ち上げて以来、数次にわたる「行政改革大綱」「定員適正化計画」「行財政集中改革プラン」を策定し、職員一丸となって行財政運営の適正化・効率化、活力ある組織づくりや人材育成に取り組んできました。特に財政面では健全化に努め、一定の効果を上げてきました。しかし、今後も進行する少子高齢化に伴う社会保障関連経費の伸びや新クリーンセンター整備事業、区画整理事業、老朽化する公共施設等の維持管理費や改修等に係る経費を見込むと、将来にわたって活力あるまちとして持続的に発展していくためには、多くの財源を必要とする課題が山積し、厳しい財政運営を強いられていくことは明らかなです。

また、このような状況下においても、地震、台風、豪雨といった自然災害への対応や世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症への対応など、市民生活の安全を守るための活動を行っていくことは、行政が果たすべき大きな役割です。

行政改革とは、絶えず行政のあり方を見直し、改善・改革を続け、市民生活を守り、住民福祉の増進を図ることであり、不断の努力を要する終わりなき課題です。

第5次浦添市行政改革大綱は、行政改革を実施することで、本市の最上位計画である第5次浦添市総合計画に掲げる基本的施策を効率的に推進し、浦添市の将来像を実現することを目的とします。

2. これまでの行政改革の実績

(1) 経過

昭和 56 年 12 月	浦添市行政改革委員会発足
昭和 57 年 4 月	行政診断実施
昭和 58 年 4 月	民間委託の開始
昭和 61 年 2 月	浦添市行政改革審議会の設置
昭和 61 年 3 月	浦添市行政改革大綱を策定
平成 8 年 4 月	第 2 次浦添市行政改革大綱（H 8～H12 年度）を策定
〃	浦添市定員適正化計画（H 8～H12 年度）を策定
平成 15 年 4 月	第 3 次浦添市行政改革大綱（H15～H19 年度）を策定
平成 16 年 1 月	浦添市定員適正化計画（H15～H19 年度）を策定
平成 18 年 5 月	浦添市行財政集中改革プラン（H17～H21 年度）を策定
〃	浦添市定員適正化計画（H17～H21 年度）を策定
平成 22 年 5 月	浦添市行財政集中改革プラン継続取組分（H22～H24 年度）を策定
平成 25 年 4 月	浦添市行財政集中改革プラン継続取組分を延長実施
平成 26 年 4 月	第 4 次浦添市行政改革大綱（H26～H30 年度）を策定
平成 28 年 3 月	浦添市定員適正化計画（H28～H32）を策定
平成 31 年 3 月	第 4 次浦添市行政改革大綱 継続取組（H31～H32 年度）を策定
令和 2 年 5 月	浦添市財政健全化のための緊急行財政改革方針 2020 を策定
令和 2 年 9 月	浦添市定員管理方針（R3. 4. 1～R4. 3. 31）を策定

(2) 主な実績

- ・ 情報公開制度の導入
- ・ てだこホール、体育施設、公園、児童センターなどに指定管理者制度を導入
- ・ 学校給食及び保育所調理業務の民間委託
- ・ 公立保育所の民営化（牧港・小湾）
- ・ 補助金、使用料・手数料の見直し
- ・ 未利用財産の有効活用
- ・ 市税徴収率の向上
- ・ 公共施設等における職員駐車の有料化
- ・ 広報誌、封筒類への広告掲載
- ・ 人材育成基本計画の策定
- ・ ネーミングライツの導入
- ・ 市立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行
 - 公立認定こども園（浦添・内間）
 - 公私連携認定こども園（仲西・神森・前田・浦城）

3. 浦添市の将来人口

第五次浦添市総合計画の人口推計によると、本市の総人口は令和 22 年までは増加を続けますが、その後は減少に転じる見込みです。

年齢別に見ると、年少人口は令和 7 年にピークを迎える推計ですが、生産年齢人口は平成 27 年の実数をピークに既に減少に転じています。一方、老年人口は年々増加する推計となっています。

令和 2 年と比較して 10 年後の令和 12 年には、総人口は約 5,500 人増加する推計ですが、その内訳を見ると、年少人口は約 200 人の減少、生産年齢人口は約 900 人の減少、合わせて 1,100 人の減少となっており、老年人口は約 6,600 人の増加となっています。

総人口は増えますが、働く世代と次世代を担う子どもの数は減っており、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来が伺えます。

将来人口

単位：(人)

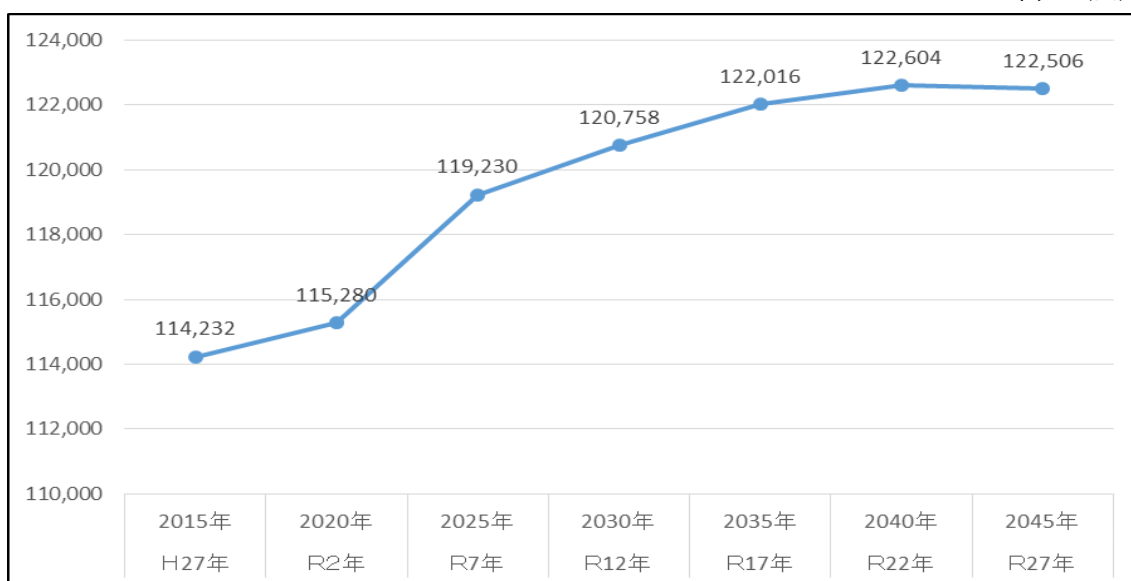
総人口/ 年齢3区分	実数		推計				
	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
総人口	114,232	115,280	119,230	120,758	122,016	122,604	122,506
0～14歳(年少人口)	21,015	19,792	20,029	19,585	19,365	19,461	19,444
15～64歳(生産年齢人口)	73,454	72,554	72,453	71,632	69,992	66,974	65,360
65歳以上(老年人口)	19,763	22,934	26,748	29,541	32,659	36,169	37,702

※H27年は、国勢調査による実数

※R2年は、浦添市人口統計（7月分）（市民課）より

※R7年以降は、第五次浦添市総合計画の人口推計より

単位：(人)



年齢別構成比を見ると、令和2年の高齢化率が19.9%であることに對して、10年後の令和12年には24.5%となり、市民の約4人に1人は高齢者となります。

生産年齢人口は、令和2年が62.9%であることに對して、25年後の令和27年には53.4%となっており、働く世代が大幅に減少していくことが伺えます。

年齢別構成比

単位：(%)

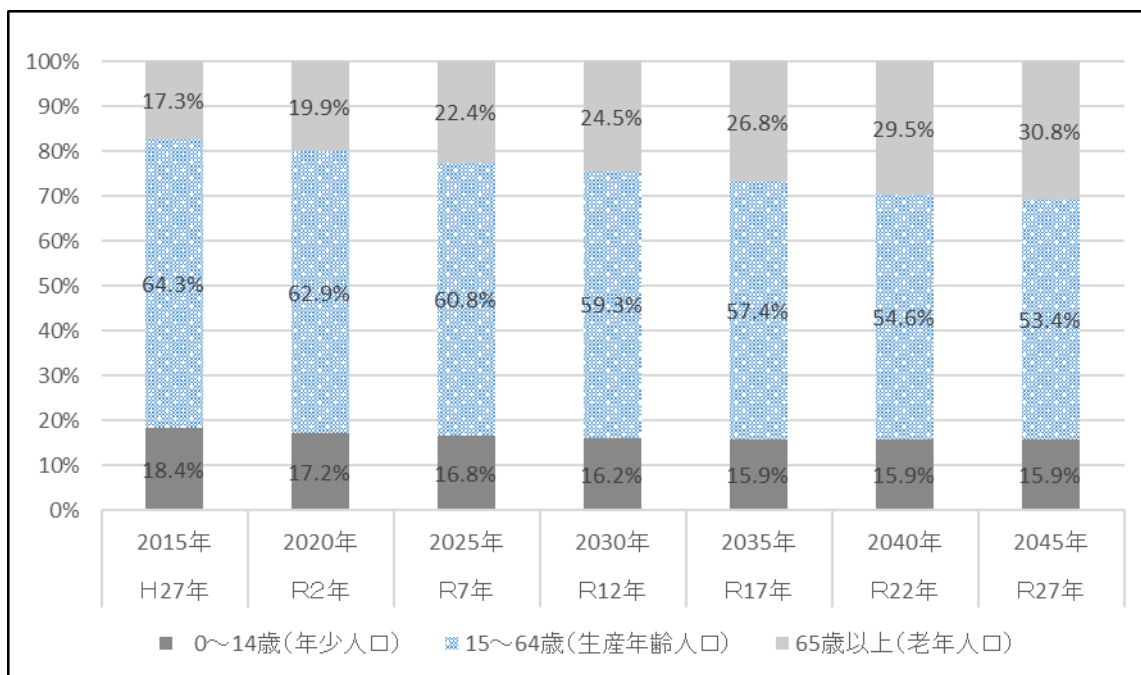
年齢3区分	実数		推計				
	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳(年少人口)	18.4%	17.2%	16.8%	16.2%	15.9%	15.9%	15.9%
15～64歳(生産年齢人口)	64.3%	62.9%	60.8%	59.3%	57.4%	54.6%	53.4%
65歳以上(老年人口)	17.3%	19.9%	22.4%	24.5%	26.8%	29.5%	30.8%

※H27年は、国勢調査による実数

※R2年は、浦添市人口統計(7月分)(市民課)より

※R7年以降は、第五次浦添市総合計画の人口推計より

単位(%)



4. 浦添市の財政状況

本市の財政状況は、市税や地方交付税等の一般財源収入の大幅な増が見込めない中、社会保障費（国民健康保険、介護保険、生活保護などの費用）が年々増加しており、財政の硬直化が進んでいます。令和2年度予算編成においては多額の基金の取り崩しを余儀なくされており、このままでいくと、これまでにない財源不足に陥り、予算編成自体が困難となる危機的な財政状況にあります。

この危機的な財政状況を打破し、今後も安定して市民サービスを提供していくためには、全職員が一丸となり、同じ目的意識を持って行財政改革に取り組む必要があります。

また、人口減少社会の到来を見据え、将来世代に負担を転嫁することのないよう、責任ある財政運営を行っていかねばなりません。

本市の財政状況を具体的に次の2つの数値「経常収支比率」と「財政調整基金残高」から説明します。

(1) 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源等が、地方税、地方交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等に占める割合をいいます。地方財政のエンゲル係数とも表現され、地方自治体の財政の弾力性（投資へのゆとり度）を示す指標として用いられています。

経常収支比率は次の式で求められます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税＋普通地方交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

比率については、さまざまな解釈がありますが、一般的な目安は次のとおりです。

70～80%	適正
80～90%	弾力性をやや欠く
90～100%	弾力性を欠く
100%以上	硬直化 = 新たな投資が困難

過去10年間の経常収支比率を見ると、概ね80%台後半で推移していましたが、令和元年度には97.3%と高い比率を示しました。これは財政の弾力を欠く状況です。

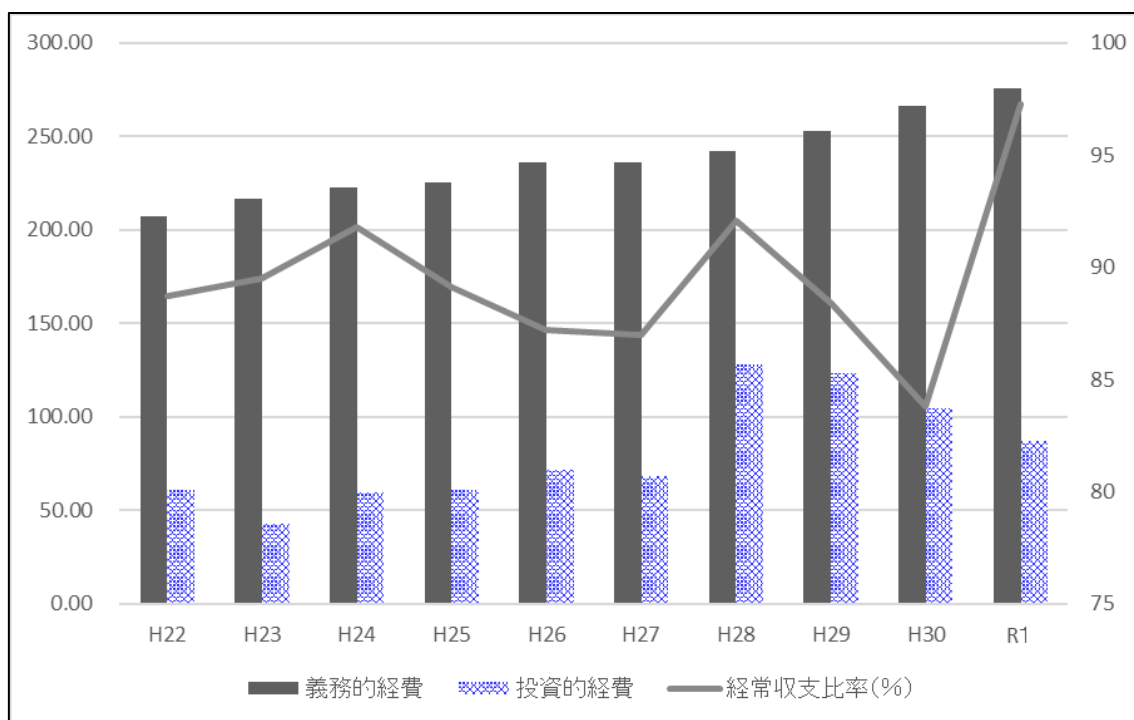
経常収支比率の推移

単位(億円)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
義務的経費	207.10	216.74	223.04	225.42	235.96	236.18	242.02	253.08	266.21	275.74
投資的経費	60.83	43.05	59.30	60.68	71.78	68.36	127.75	123.45	104.83	87.27
経常収支比率(%)	88.7	89.5	91.8	89.1	87.2	87	92.1	88.4	83.8	97.3

単位(億円)

単位(%)



【用語解説】

人件費	職員給、地方公務員共済組合等負担金、退職金、委員等報酬、議員報酬手当等に要する経費です。
扶助費	社会保障制度の一環として、生当活困窮者、児童、老人、心身障がい者等を援助するために要する経費です。
公債費	地方債元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費です。

(2) 各種基金残高の推移

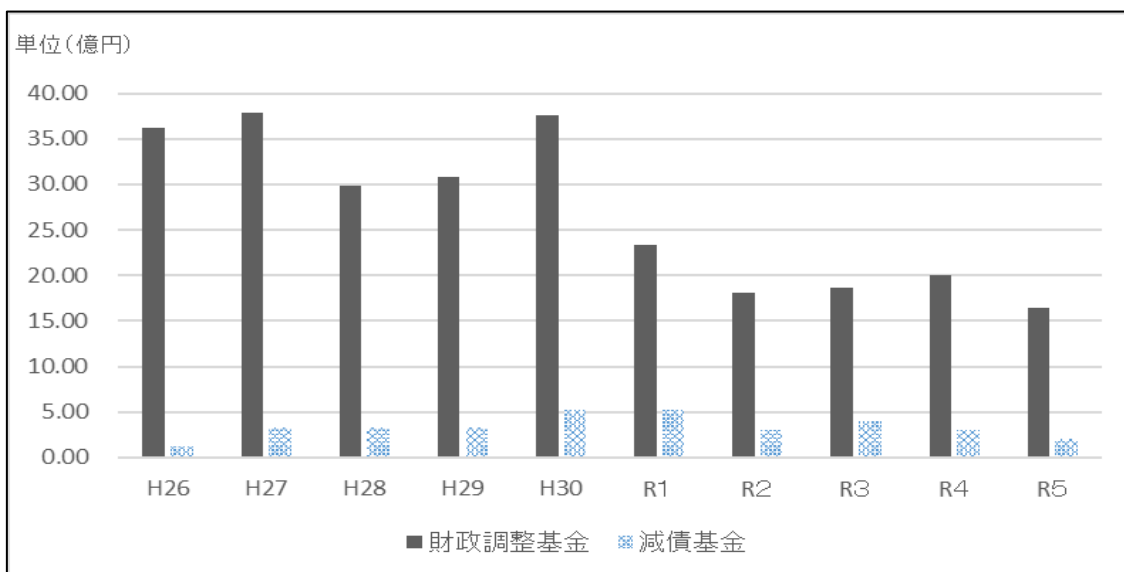
自治体の貯金のことを「積立金」といいますが、大きく分けて「財政調整基金」「減債基金」「特定目的基金」の3種類があります。「財政調整基金」とは、財政運営上の財源不足を補うために活用される“やりくり”を行うための貯金であり、一般家庭でいうところの「普通預金」に当たります。「減債基金」とは、地方債の償還を計画的に行うための資金積み立てです。「特定目的基金」とは、例えば、新クリーンセンターの建設といった特定の目的のための積み立てです。

本市の「令和2年度浦添市財政の収支見通し（令和3年度～令和5年度）」によると、今後3年間の自主財源については、家屋の新築状況などから固定資産税の微増が見込まれるものの、その他の収入については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少が見込まれています。歳出については、扶助費が今後も継続して増えるほか、新体育館建設事業の進捗により増額で推移する見込みです。今後も収支不足（単年度の財源不足）が継続し、令和3年度には約8.5億円、令和5年度までには合計で47.5億円の収支不足が見込まれています。収支不足に対しては、主に財政調整基金の取り崩しによって対応します。財政調整基金残高の目安は標準財政規模の10%～15%であり、浦添市の場合は約24億円～約37億円となりますが、令和5年度の見込みは約16.49億円となっており、非常に厳しい状況です。

基金残高の推移

単位(億円)

年度	決算						当初予算	見込み		
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
財政調整基金	36.17	37.92	29.90	30.82	37.58	23.29	18.07	18.64	19.99	16.49
減債基金	1.25	3.26	3.27	3.28	5.29	5.30	3.01	4.01	3.02	2.03



5. 公共施設等の状況

(1) 浦添市公共施設等総合管理計画

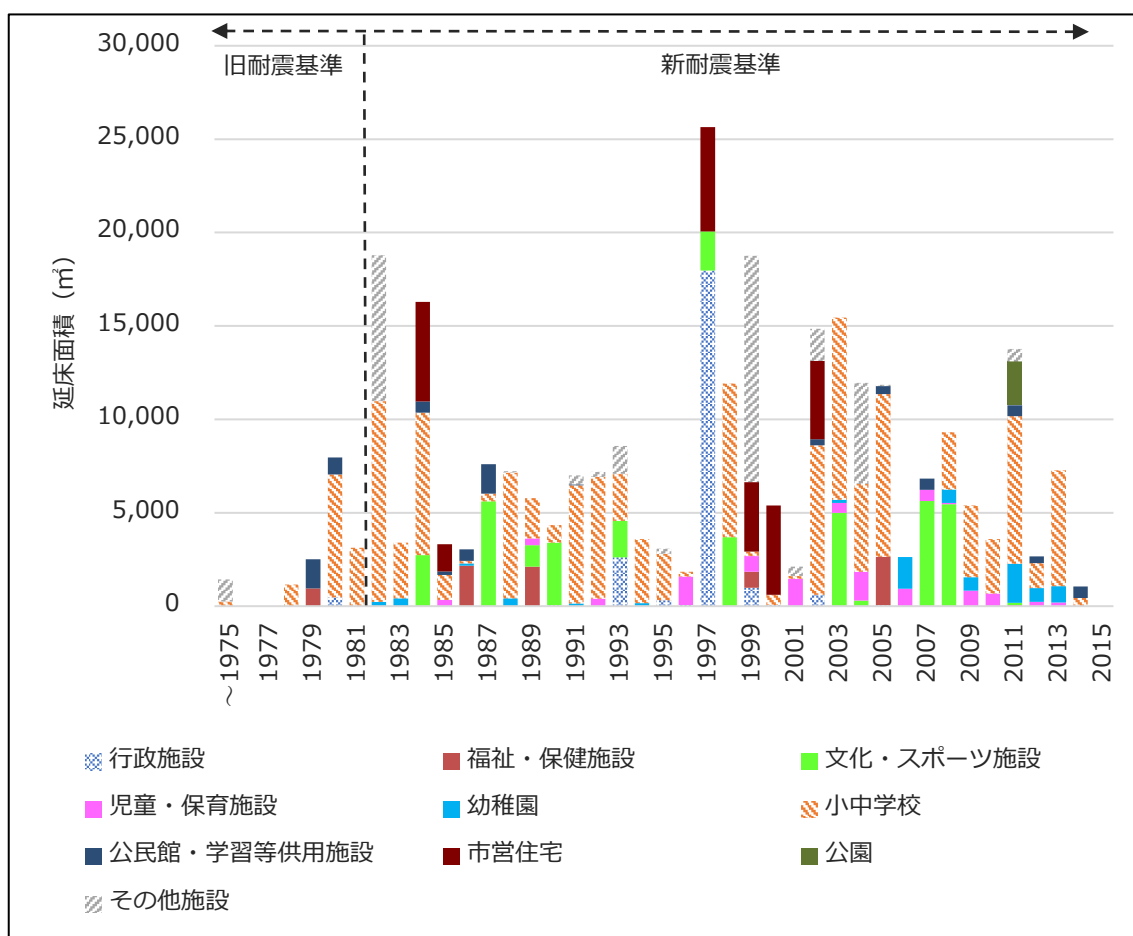
本市では、1970年の市制施行から学校・公民館などの公共施設、道路・橋りょう・上下水道といったインフラ資産の整備を進めてきました。今後、これらの施設が老朽化から大規模改修の時期を迎え、多額の財政負担が必要となってきます。

そこで、本市の公共施設等の状況を客観的に把握・分析し、今後の更新費用の見込みを明らかにするとともに、公共施設マネジメントの基本方針等をまとめるため、浦添市公共施設等総合管理計画を策定しました。

(2) 公共施設の状況

本市の保有する公共施設の建築年度別に見ると、新耐震基準（現在求められる耐震性能をほぼ満たしている基準）の建物が総延床面積の約94%を占めています。

市庁舎建設により1997年は延床面積が大きくなっていますが、全体で見ると目立ったピークは見られません。その理由として、延床面積の大きな「小中学校」の建設が分散して行われていることが一因と考えられます。



(3) 公共施設の更新費用

公共施設の更新に必要な費用は40年間で総額913.8億円、1年当たり22.9億円と試算されています。

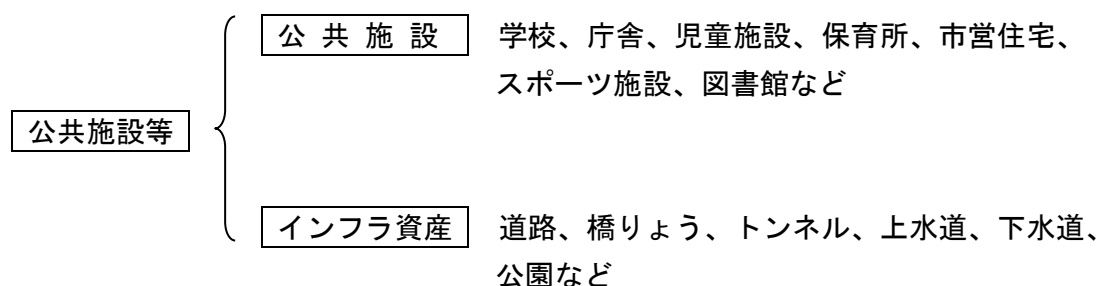
(4) インフラ資産の更新費用

インフラ資産の更新に必要な費用は40年間で総額798.2億円、1年当たり20.0億円と試算されています。

(5) 公共施設・インフラ資産の更新費用

公共施設及びインフラ資産の更新に必要な費用は40年間で総額1,714億円、1年当たり42.9億円と試算されています。年度別に見ると2027年～2029年にピークを迎えるため、長寿命化による更新時期の分散等の施策が必要になります。

【用語解説】

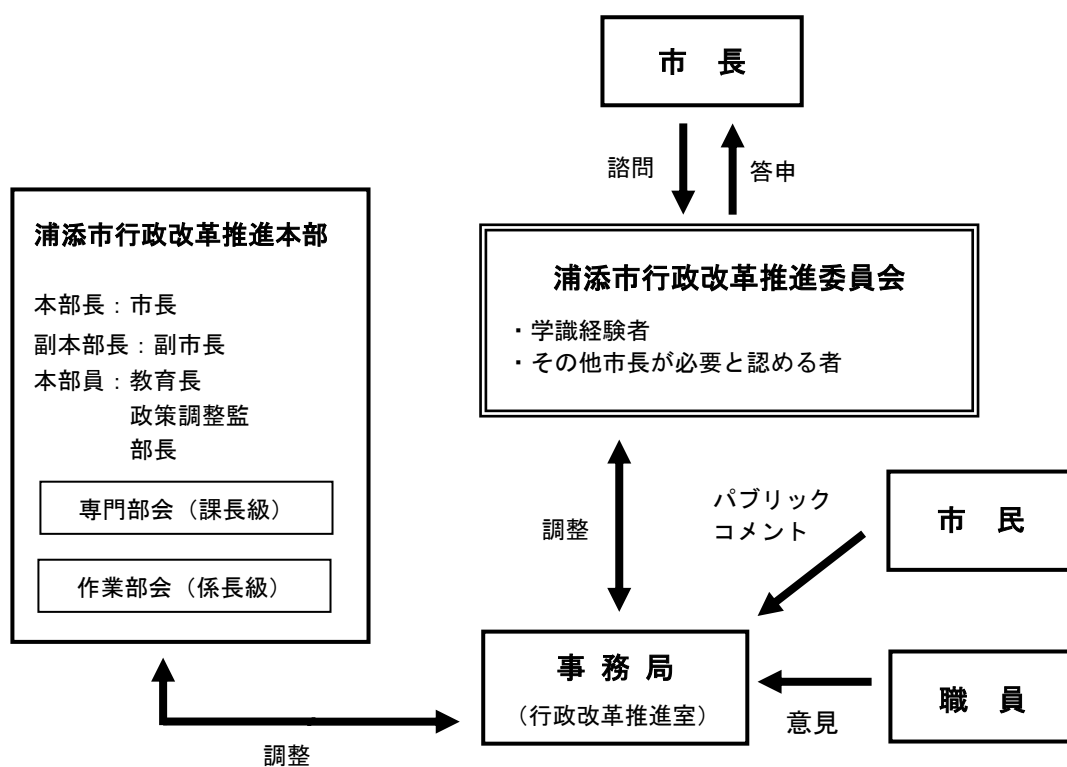


6. 行政改革大綱の策定体制

浦添市行政改革大綱の策定にあたっては、まず、市職員で構成される浦添市行政改革推進本部の作業部会において今日の行政課題を抽出し、その改善方法や市役所のあるべき姿を実現するための新たな取組を検討し、専門部会とともに素案をつくりました。

その素案について学識経験者や市内公共的団体等の代表からなる浦添市行政改革推進委員会に意見を求め、原案としてとりまとめました。その後、原案に対してパブリックコメントを実施するとともに、市職員の声を反映させるため全庁的な意見の募集を行いました。

そして、再度、浦添市行政改革推進委員会において、取組の方向性や計画の実効性について提言をいただき、行政改革大綱を策定しました。



第2章 第5次浦添市行政改革大綱の目的等

1. 目的

第5次浦添市行政改革大綱（以下「大綱」という。）は、行政改革を実施することで、本市の最上位計画である第五次浦添市総合計画に掲げる基本的施策を効率的に推進し、浦添市の将来像を実現することを目的とします。

2. 構成と計画期間

大綱は、第五次浦添市総合計画との整合を図るため、10年間を計画期間とする大綱及び前期・後期それぞれ5年間を計画期間とする実施計画から構成します。

計画期間は、次のとおりです。

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
第5次浦添市行政改革大綱									
前期実施計画					後期実施計画				

3. 目標設定

大綱の実施計画に定める取組項目については、可能な限り目標の数値化に努めるとともに、数値で計れない場合は目標とする成果を明示することで、進捗状況を確認できるようにします。

4. 推進方法

実施計画については、その実施状況をPDCAサイクルに循環させて、自治体経営のあり方を検討していきます。年度ごとに進捗状況の検証を行い、その結果を、行財政改革推進本部及び行政改革推進委員会に報告します。

また、市ホームページや職員向け掲示板への掲載をとおして、市がどのような行政改革に取り組んでいるかについて、情報共有を図ります。

5. 改革の視点

実施計画の推進に当たり、改革の視点として、「行政運営の効率化」「財政基盤の強化」「人材育成の充実」の3点を掲げます。

(1) 行政運営の効率化

厳しい財政状況下においても質の高い市民サービスを提供するため、組織及び事務事業の見直しを行います。外部委託や協働の推進、ICT※の活用により捻出された人的資源については、職員が自ら対応すべき分野に配分することで、行政運営の効率化を図ります。また、公共施設マネジメントを推進することで、公共施設の供給や維持管理の観点からも行政運営の効率化を図ります。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

(2) 財政基盤の強化

少子高齢化や不景気による行政需要の増大や人口構成比の変化（働く世代の減少）による税収の減少といった社会経済情勢の変化に対応するためには、安定した財政基盤を確立することが重要です。引き続き、歳入の確保に取り組むとともに、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出を抑制します。また、国民健康保険の適正化など健全な行財政運営に努めます。

(3) 人材育成の充実

市の職員には、国の制度改正や多様化する市民ニーズに対応するため、限られた人員において迅速かつ効果的に事務を処理することが求められます。その一方で、職場においては業務の多忙化により人材育成を行う余裕がなくなっているのも現状です。個々の職員の能力の低下は、やがて、市民サービスの低下にもつながりかねません。職員がその意欲や能力を十分に発揮できる環境をつくるためにも、人事・研修制度の充実、働き方改革の推進、メンタルヘルス対策の推進に取り組みます。

第3章 実施計画

1. 実施計画体系

改革の視点 / 推進項目

取組項目

1. 行政運営の効率化

(1) 組織・事業の見直し

- ① 事務事業評価の実施
- ② 組織機構の見直し
- ③ 定員管理の適正化
- ④ 外部委託等の推進
- ⑤ 指定管理者制度の活用

(2) ICT活用の推進

- ⑥ AI・RPA等の活用
- ⑦ 浦添市公式LINEの充実
- ⑧ オンライン申請・キャッシュレス納付の導入
- ⑨ 文書管理システム・電子決裁システムの導入

(3) 公共施設マネジメント
の推進

- ⑩ 公共施設マネジメントの推進
- ⑪ 公共施設管理部門の一元化
- ⑫ 保育所・幼稚園・認定こども園の適正配置

2. 財政基盤の強化

(1) 歳入の確保

- ⑬ 市民税の適正課税
- ⑭ 固定資産税の適正課税
- ⑮ 市税徴収率の維持・向上
- ⑯ 債権回収部門の一元化

(2) 行財政運営の適正化

- ⑰ 手数料の適正化
- ⑱ 国民健康保険の適正化
- ⑲ 下水道事業会計の適正化
- ⑳ 給与・報酬の適正化
- ㉑ 財政調整基金の残高確保

3. 人材育成の充実

(1) 人事・研修の充実

- ㉒ 人事評価制度の活用
- ㉓ 専門人材の育成・確保
- ㉔ 職員研修の充実

(2) 職場環境の改善

- ㉕ 働き方改革の推進
- ㉖ メンタルヘルス対策の推進

2. 実施計画

項目番号	取組項目	事務事業評価の実施			
1	担当課	行財政改革推進課			
現状と課題	第4次行政改革大綱の実実施計画項目として「5年以上継続事業の一斉点検」を掲げていたが実施には至っていない。本市では平成18年度から平成23年度まで「事務事業評価」を実施していたが、平成24年度以降は実施していないため、当時の状況や課題を検証し、事務事業評価の実施に向けて取り組む必要がある。				
取組内容	事務事業評価は評価を実施することが目的ではなく、その結果をスクラップ・アンド・ビルドにつなげることが重要である。増大する扶助費については適正化を図り、長期間継続して実施している事業については、国や県の補助メニューを活用できる事業に再編する。他市の事例を調査研究した上で事務事業評価の実施に向けて取り組む。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	調査研究	検討	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	組織機構の見直し			
2	担当課	行財政改革推進課			
現状と課題	これまで、行政改革大綱及び組織機構改革方針に基づき、簡素で効率的な組織の構築に取り組んできたが、効率的・効果的に市民サービスを提供するためには、引き続き、組織機構の見直しの検討・実施を行う必要がある。				
取組内容	国の制度改正や多様化する市民ニーズに対応するため、組織の統廃合・スリム化・専門部門の一元化を図り、迅速に意思決定を行い、効率的で質の高い市民サービスを提供できる組織を構築する。各課から意見聴取した上で組織機構改革方針を策定するほか、各課から組織機構の見直しに関する提案を随時受け付ける。組織機構改革検討委員会による検討を行った上で組織機構改革を実施する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

項目番号	取組項目	定員管理の適正化			
3	担当課	行財政改革推進課			
現状と課題	これまで、行政改革大綱及び定員適正化計画を策定し、定員の削減及び抑制に取り組んできた。その一方で、国の制度改正や権限移譲、多様化する市民ニーズにより、職員が抱える業務量は増えている状況にある。各課の業務量に応じて選択と集中による適正な定員管理を行う必要がある。				
取組内容	国の制度改正や社会経済情勢の変化、類似団体の状況等を勘案した上で適正な定員管理を行う。適正な定員管理を実施するため、定員適正化計画を策定する。また、毎年実施する定数ヒアリングにより各課の状況を把握した上で適正な定員管理を実施する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	外部委託等の推進			
4	担当課	行財政改革推進課			
現状と課題	平成28年8月に策定した「浦添市外部委託等推進基本方針」では外部委託等の手法として、「(1)業務委託(2)指定管理者制度(3)PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)(4)NPO等市民活動団体との協働」を掲げている。引き続き、これらの外部委託等が可能な事務事業の洗い出しを行う必要がある。				
取組内容	浦添市外部委託等推進基本方針に基づく「外部委託等の検討・見直し」は、行財政改革推進課及び財政課において選定した事務事業を対象として、原則として3年ローリングにより検討・見直しを実施する。また、各課においては、随時、自主的に検討・見直しに取り組む。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	指定管理者制度の活用			
5	担当課	行財政改革推進課			
現状と課題	指定管理者制度については、「指定管理者制度導入の指針」「指定管理者制度運用の指針」「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアル」に基づき、制度の導入・運用を図っている。令和2年4月からは新たに6か所の児童センターにおいて指定管理者制度を導入するなど制度の活用が進んでいるので、今後はモニタリングの実施を定着させる必要がある。				
取組内容	令和元年度は16施設中11施設においてモニタリングを実施しており、実施率は68.8%となっている。指定管理者制度導入施設におけるモニタリング実施状況を調査した上で、施設の所管課に対してモニタリングの実施を勧奨する。 【目標値】令和7年度：モニタリング実施率100%				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	AI・RPA等の活用			
6	担当課	情報政策課、行財政改革推進課			
現状と課題	国は本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向け、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくためにも、AI ^{※1} やRPA ^{※2} といったデジタル技術を積極的に活用すべきことを提唱 ^{※3} している。職員の事務処理に係る負担を軽減し、事務の効率化を図るためにもICT（情報通信技術）の活用が必要である。				
取組内容	先進事例を調査研究し、国の動向や補助メニューについて勘案しながらAIやRPAの導入に取り組むとともに、タブレット端末やWeb会議などのICTを活用した事務の効率化について検討し、対応できるものから順次実施していく。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

※1 AI：Artificial Intelligence（人工知能）

※2 RPA：Robotics Process Automation（ソフトウェア上のロボットによる業務工程の自動化）

※3 デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）

項目番号	取組項目	浦添市公式LINEの充実			
7	担当課	国際交流課、企画課			
現状と課題	令和2年5月に浦添市のLINE公式アカウントを開設し、7月から窓口手続の受付予約サービスを開始した。受付予約はLINEの利活用が広く普及していると考えられる子育て世代をターゲットにし、子育て関連の3業務（親子健康手帳交付、児童扶養手当現況届、保育所等一斉入所申込み）において実施している。また、防災情報やイベント情報などの配信も実施している。				
取組内容	窓口手続の受付予約については各課と調整の上、順次対応できる業務を追加していく。また、県外の自治体においては行政手続の申請自体をLINEで受け付けている事例もあることから、先進事例の状況を調査研究した上で浦添市公式LINEの機能充実を図っていく。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	オンライン申請・キャッシュレス納付の導入			
8	担当課	企画課、情報政策課、行財政改革推進課			
現状と課題	国は新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、行政手続の抜本的なデジタル化・オンライン化を進める方針を打ち出した※。行政手続を全てデジタルで完結するためには、申請をオンラインで受け付けるだけでなく、税金や手数料などの支払方法としてキャッシュレス納付を導入する必要がある。				
取組内容	国の動向や補助メニューについて勘案しながら、オンライン申請・キャッシュレス納付の導入について検討する。キャッシュレス納付の導入に当たっては、決済会社へ手数料を支払う必要があることから、市民の利便性が向上し、事務の効率化が見込まれる手続を精査した上で、導入を検討する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

※デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）

項目番号	取組項目	文書管理システム・電子決裁システムの導入			
9	担当課	総務課、財政課、行財政改革推進課			
現状と課題	行政のデジタル化の推進に当たっては、単なる手続のオンライン化にとどまらず、行政サービスに係る受付・審査・決裁・書類の保存といったバックオフィスを含む一連の業務をデジタルで処理しなければならない。本市の文書管理及び決裁は、出退勤管理などの一部の業務を除いて書面で行われているが、今後のデジタル化の進展に合わせてシステムの導入を検討する必要がある。				
取組内容	国の動向や補助メニューについて勘案しながら、文書管理システム・電子決裁システムの導入について検討する。従来の書面・押印を前提とした仕組みをデジタルに転換することは、公文書管理の根幹にも関わることであり、慎重に検討する。また、現行の財務会計システムは令和6年度に更新時期を迎えることから、次期財務会計システムにおいては電子決裁の機能を導入する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	調査研究	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

項目番号	取組項目	公共施設マネジメントの推進			
10	担当課	行財政改革推進課			
現状と課題	本市の公共施設等の状況を客観的に把握・分析し、今後の更新費用の見込みを明らかにするため、平成28年6月に「浦添市公共施設等総合管理計画」を策定し、平成29年3月に「浦添市公共施設マネジメント計画」を策定した。そして、令和2年度には、両計画に基づき各施設の現状を把握し、計画的な管理を推進するための「公共施設個別施設計画」及び今後の施設の適正配置を示すための「公共施設適正配置計画」を策定した。				
取組内容	公共施設個別施設計画に基づき、各施設の適正管理を推進していく。また、エレベーターや消防設備などの設備ごとに行っていた点検業務等の委託を一括して民間事業者へ委託する「包括管理業務委託」を推進する。事務量の低減やコストの削減が見込まれるものについては、個別の契約から包括管理業務委託への移行を推進していく。更新の必要がある施設については、「公共施設適正配置計画」に基づき、適正配置について検討する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	公共施設管理部門の一元化			
11	担当課	行財政改革推進課、契約検査課、建築営繕課、施設課			
現状と課題	公共施設の管理に当たっては、建築をはじめ、電気や機械といった設備に関する専門的な知識・技術を必要とする。現在、契約検査課・建築営繕課・施設課に建築職及び設備職の職員を配置しているが、これから長期にわたる公共施設マネジメントを効率的に推進していくためには、公共施設管理部門を一元化し、専門職を集中配置した上で取り組む必要がある。				
取組内容	令和2年度に策定した「公共施設個別施設計画」の内容を踏まえ、中長期的な視点から一元化に向けての検討を行う。施設の状態は経年劣化等により刻々と変化するものであり、維持管理に関する知見やノウハウを蓄積した上で技術の継承を図っていくことは、人材育成にもつながるものである。建築職・設備職の人材育成という観点からも一元化に向けての検討を行い、令和5年度を目途に一元化を実施する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討	検討	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	保育所・幼稚園・認定こども園の適正配置			
12	担当課	こども政策課、こども未来課、学校教育課			
現状と課題	平成29年度から公立幼稚園の認定こども園への移行を進めた結果、令和2年度までに11園のうち4園は民間が運営する公私連携認定こども園へ、2園は公立認定こども園へ移行した。公立施設（保育所・幼稚園・認定こども園）については、将来の人口推計等を踏まえ、公立施設の今後のあり方を検討し、施設を集約するなど適正配置を図る必要がある。				
取組内容	令和2年度に策定した「公共施設個別施設計画」の内容を踏まえ、統廃合や用途廃止も含めて、適正な配置数について検討する。検討に当たっては、将来人口推計を基にした今後の需要量の見込みや官民の役割分担、職員採用計画などを総合的に勘案した上で検討し、令和5年度を目途に配置数を決定する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討	検討	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	市民税の適正課税			
13	担当課	市民税課			
現状と課題	市民税を適正に課税するためには、申告者の所得を正確に把握しなければならない。また、市民税の申告に当たり、不動産所得等の申告漏れや扶養控除の重複などの誤りがある場合には、それを是正する必要がある。				
取組内容	課税資料の収集・調査、扶養控除に関する調査、マイナンバーを用いた情報連携による他市町村への情報照会等により、市民税を適正に課税する。第4次行政改革大綱の実績を踏まえ、次のとおり目標値を設定する。 【目標値】①不動産所得等の調査（調査件数：500件/年間） ②扶養控除の調査（調査件数：4,000件/年間）				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	固定資産税の適正課税			
14	担当課	資産税課			
現状と課題	土地・家屋の固定資産税について、課税客体的な把握と適正な課税を行うためには、土地地目の現況や家屋の新・増築の状況についての確に把握する必要がある。また、償却資産については、税務署にて資料調査を行い、課税客体的掘り起こしについて継続して取り組む必要がある。				
取組内容	地目調査、家屋調査、償却資産調査に取り組む。第4次行政改革大綱の実績を踏まえ、次のとおり目標値を設定する。 【目標値】①土地調査（調査件数970件/年間・地目変更件数400件/年間） ②家屋調査（調査件数150件/年間） ③償却資産調査（税務署調査100件/月間）				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	市税徴収率の維持・向上			
15	担当課	納税課			
現状と課題	過去5年間の市税徴収率を見ると、平成27年度以降は97%台で推移し、令和元年度には98.11%を示すなど高い徴収率を維持している。しかし、景気悪化など社会経済情勢の変化に伴い市税納付率は低下する可能性もあるので、引き続き、市税徴収率の維持・向上に向けて取り組む必要がある。				
取組内容	現年度課税分については、督促状の発送時期に電話催告の強化を行う。加えて、2期以上の滞納者について財産調査を行うなど滞納整理に早期から着手することで滞納繰越分の圧縮を図る。また、滞納繰越分については、財産調査等を早期に実施するほか、滞納処分や徴収猶予又は執行停止等に取り組み、収納未済額の圧縮を図る。 【目標値】徴収率98.11%				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	債権回収部門の一元化			
16	担当課	行財政改革推進課、納税課、国民健康保険課、その他債権所管課			
現状と課題	市の債権のうち市税や国民健康保険税については、専任の職員を配置して債権回収を行っているが、保育料などその他の債権については、所管課の職員が他の業務を抱えながら処理するため、債権回収が進んでいないのが現状である。浦添市債権管理条例に基づき、市の債権を適正に管理するためにも効率的な債権回収を実現できる組織体制を構築する必要がある。				
取組内容	浦添市の市税徴収率は県内11市中2位 [※] と高い徴収率を誇っているが、この徴収ノウハウを市税以外の債権回収にも活用することで、効率的な債権回収を実現できると考える。また、市税以外の非強制徴収債権（施設使用料、生活保護返還金、介護給付費返還金など）や私債権（土地賃貸料、市営住宅使用料、水道料金など）の回収に特化することで、裁判手続による支払督促や訴訟など一歩踏み込んだ対応が可能になると考える。先進自治体の事例を調査研究し、債権回収部門の一元化に取り組む。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	調査研究	調査研究	検討・実施	検討・実施	検討・実施

※ 沖縄県市町村概要（令和2年3月）P177「平成30年度市町村税徴収実績」より

項目番号	取組項目	手数料の適正化			
17	担当課	行財政改革推進課			
現状と課題	手数料は地方自治法第 227 条に基づき、行政サービスの対価として徴収するものであり、住民票などの証明書発行のための手数料や申請に基づき審査や検査を行うための手数料などが挙げられる。手数料の金額は受益者負担の原則により設定する必要があるが、算定方法などの統一した基準を設けていないため、基準を作成した上で手数料の適正化を図る必要がある。				
取組内容	平成 27 年度に「公の施設の使用料設定にあたっての考え方」を策定したことから、この内容との整合性を図りながら、手数料の設定に関する基準を作成する。令和 4 年度を目途に基準を作成し、既存の手数料については基準に沿って算定し直すなどの検討を行い、手数料の適正化に取り組む。				
年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施内容	調査研究	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	国民健康保険の適正化			
18	担当課	国民健康保険課、健康づくり課			
現状と課題	国民健康保険については、次の①から④の課題がある。 ①国民健康保険税の収納率は平成 27 年度以降 94%台で推移しているが、その向上を図る必要がある。②一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入額は令和元年度 0 円だったが、引き続き、0 円を維持する必要がある。③レセプト点検は効果を上げているので継続して取り組む必要がある。④特定健診受診率は 34.8%（平成 30 年度）と低いので、受診率の向上が課題である。				
取組内容	上記①から④の課題に応じて、次のように取り組む。 ①滞納初期段階での納税指導、電話催告、文書催告、財産調査を徹底する。 ②歳入の確保及び医療費の適正化、保健事業の強化を図る。③レセプト点検、過誤調整、返納金等徴収に取り組む。④特定健診の普及啓発や受診勧奨方法の工夫、医療機関との連携など受診しやすい環境づくりに取り組む。 【目標値】特定健診受診率 42%				
年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

項目番号	取組項目	下水道事業会計の適正化			
19	担当課	水道総務課			
現状と課題	令和2年度から下水道事業に公営企業会計を適用しているが、公営企業会計では事業に要する経費について、一般会計が負担すべき経費を除いて料金収入で賅う独立採算による経営を行う必要がある。現在、一般会計から下水道事業会計へ繰入金を充てているが、総務省が定める基準以上の繰入れを行っているので、この基準を超えないよう下水道事業会計の適正化を図る必要がある。				
取組内容	一般会計から下水道事業会計への繰入金を減らすためには、下水道事業の経営基盤を強化する必要がある。また、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、下水道料金について適切な原価計算に基づいた水準に設定する必要がある。下水道料金の水準について検討を行い、料金改定などの必要な見直しを行う。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

項目番号	取組項目	給与・報酬の適正化			
20	担当課	職員課			
現状と課題	職員給与、特別職給与及び議員報酬は、市税が原資であることから、これらの額については、市民の理解が得られるものでなければならない。職員給与については、毎年の沖縄県人事委員会勧告等に基づき見直しを実施しているが、特別職給与及び議員報酬については、平成27年4月に減額して以来変更していない。				
取組内容	従来から実施している職員給与等の公表をはじめ、類似団体や近隣自治体との比較を定期的に行い、適切な給与・報酬額を決定する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

項目番号	取組項目	財政調整基金の残高確保			
21	担当課	財政課			
現状と課題	財政調整基金は自治体にとっての貯金に当たるものであり、年度ごとの収支不足や緊急時等の対応のためにも一定の基金残高を確保する必要がある。基金残高は平成30年度に約37億円あったが、令和2年度当初予算の編成時点には約5億9千万円まで下がっており、基金残高を確保することが財政上の課題となっている。				
取組内容	基金残高の目安は標準財政規模の10%～15%であり、浦添市の場合は約24億円～約37億円に当たる※。毎年度の予算編成に当たっては効率的な予算編成を行うとともに、可能な限り財政調整基金への積立てを行う。標準財政規模の10%以上の基金残高を確保することを目標とする。 【目標値】 R3年度：6%以上 R4年度：8%以上 R5年度以降：10%以上				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	実施	実施	実施	実施	実施

※ 令和2年度標準財政規模 約242億円

項目番号	取組項目	人事評価制度の活用			
22	担当課	職員課			
現状と課題	地方公務員法第23条第2項において、「人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」ことが規定されているが、現在、人事評価の結果を給与等へ反映していない。職員のモチベーションを高め、組織全体の公務能率を向上させるためにも人事評価の結果を給与等へ反映するなど、制度の活用に取り組む必要がある。				
取組内容	人事評価制度の結果を給与等へ反映させ、職員の能力向上や人材育成といった人事評価の目的を達成するためには、職員の制度への理解促進と信頼感の醸成が重要である。職員労働組合との調整をはじめ、評価者・被評価者研修などを通して制度への理解促進を図りながら、制度の活用に取り組む。まずは、給与への活用に取り組み、その後、任用、分限、人事異動等への活用について取り組む。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

項目番号	取組項目	専門人材の育成・確保			
23	担当課	職員課			
現状と課題	市民ニーズが多様化・複雑化する中、限られた人員で事務を処理するため、職員には高度な専門知識や能力が求められる。特に一般行政職の職員は定期人事異動により様々な分野の仕事を担当が、異動先において即戦力として業務を遂行することが困難な場合もある。各職場において専門の技能を継承する体制を作るなど、専門人材の育成・確保に向けた取組が必要である。				
取組内容	現在、3年を標準として定期人事異動を行っているが、職員のキャリア形成を図り、専門的な知見を有する職員を長期的な視点で育成するほか、各職場における技能の継承を通して専門人材を育成できるよう人事異動サイクルを見直すなど定期人事異動のあり方について検討を行う。また、民間との競合により職員採用試験における採用が難しい職種については、臨時的任用の活用について検討を行うなど、専門人材の確保に向けた取組を行う。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

項目番号	取組項目	職員研修の充実			
24	担当課	職員課			
現状と課題	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により多くの研修が中止されたことから、感染症流行下における研修のあり方について検討する必要がある。また、市民ニーズの多様化・複雑化に対応できるよう専門人材を育成するとともに、行政のデジタル化の推進に伴い職員のITスキルの向上に取り組む必要がある。				
取組内容	感染症対策により講師を招聘しての研修や集団での研修が難しい場合に備えて、Web会議を活用した研修や動画視聴による研修の実施について検討を行い、従来から実施しているeラーニング研修の充実を図る。人材育成に当たっては、職員の得意分野の能力向上や弱点克服のための研修を実施することが効果的であると考え。研修メニューを充実させ、専門人材の育成やITスキルの向上など時代に対応した研修を実施する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

項目番号	取組項目	働き方改革の推進			
25	担当課	職員課			
現状と課題	平成 30 年に働き方改革関連法 [※] が成立し、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現が社会全体で推進されている。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた働き方を実現することは、労働生産性の向上や職員の士気向上につながるものである。また、職場環境を改善して魅力ある職場を作るとは、優秀な人材の確保・定着という観点からも重要である。				
取組内容	仕事と家庭生活のどちらかを選択するのではなく、両方の選択を可能とする環境を整備する。育児・介護・通勤負担の軽減など職員個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするため、フレックスタイム制・時差出勤制度・テレワーク・希望降任制度の導入について検討を行う。また、産休・育休・私傷病休暇といった長期の休暇を取得しやすくするため、職員の意識改革や組織風土の変革、人員配置の配慮を行うなど職場環境の改善に向けた取組を実施する。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

※ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）

項目番号	取組項目	メンタルヘルス対策の推進			
26	担当課	職員課			
現状と課題	令和元年度の私傷病休暇・休職者 109 人 ^{※1} のうち、メンタル疾患者は 37 人であり、全体の 34%を占めている。また、令和元年度の長時間労働（残業）の状況を見ると、月 80 時間以上が 75 人、月 100 時間以上が 81 人となっている。長時間労働は脳・心臓疾患やメンタル疾患のリスクを高める要因となるため、長時間労働を抑制する取組が必要である。				
取組内容	長時間労働を是とするこれまでの価値観や組織風土を変革するため、メンタルヘルス対策研修等を実施する。また、長時間労働に伴う心身の疲労を回復するには十分な睡眠時間と生活時間を確保することが重要であるため、「勤務間インターバル制度」 ^{※2} の導入について検討を行う。				
年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施内容	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施

※1 疾病順位：1位 メンタル疾患、2位 感染症（インフルエンザ等）、3位 妊婦関連（早産・流産等）

※2 勤務間インターバル制度：1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に一定時間以上の休息時間（インターバル）を確保する仕組み。

参 考 资 料

1. 浦添市行政改革取組の経緯

年度	計画等	主な取組・成果	関係法令・通知等
S56		行政改革委員会設置	
S57		行政診断実施	
S58		民間委託スタート 学校給食配送業務 電話交換業務 道路維持補修業務ほか	
S60			「地方公共団体における行政改革の方針」
S61	浦添市行政改革大綱	浦添市行政改革審議会設置(H7廃止) 浦添市行政改革推進本部設置	
H6		自主研究グループ活動助成スタート	「地方公共団体における行政改革推進のための指針」
H7		浦添市行政改革推進委員会設置	「地方分権推進法」成立
H8	第2次浦添市行政改革大綱 浦添市定員適正化計画	事務事業の総点検(H10、H11にも実施) ロビーアシスタントの設置	
H9		タイプ浄書委託廃止 庁内LAN整備	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」
H10		行政手続条例制定 税関係昼食時窓口サービス開始	
H11		情報公開条例制定	
H12		水道メーター開閉栓業務委託開始 戸籍事務の電算化	「地方分権一括法」施行
H15			指定管理者制度導入「浦添市温水プールまじゅんらんど」
H16		指定管理者制度導入「浦添市産業振興センター・結の街」	「三位一体改革」開始
H17	第3次浦添市行政改革大綱	指定管理者制度導入「浦添市かりゆしセンター」「浦和寮」 リサイクルプラザ研修事業委託 広報紙への広告掲載	集中改革プラン 「地方公共団体における行政改革の新たな推進のための指針」 行政改革のための重要方針
H18	浦添市定員適正化計画	指定管理者制度導入「浦添市都市公園」「浦添市てだこホール」「サン・アビリティーズうらそえ」 「浦添市老人福祉センター」「浦添市地域福祉センター」 小・中学校一般事務職員配置見直し 行政評価制度導入 人材育成基本方針「前向宣言」策定 組織機構改革の実施	行政改革推進法 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」 「地方分権改革推進法」成立
H19	浦添市定員適正化計画	牧港保育所民営化 水道事業管理者を市長が担う 小・中学校図書館事務職員配置見直し	地方分権改革にあたっての基本的な考え方、中間的な取りまとめ
H20		指定管理者制度導入「体育施設」 港川共同調理場業務委託 人事評価制度試行スタート 公共施設等における職員駐車の有料化 日直手当見直し	地方分権改革推進委員会(第1次勧告・第2次勧告) ◇リーマンショック
H21		指定管理者制度導入「ひまわり学童クラブ」	第3次勧告 「公共サービス地方基本法」制定

年度	計画等	主な取組・成果	関係法令・通知等
H22	浦添市行財政集中改革プラン (継続取組分) ※取組14項目	H18～H22で職員58人削減 保育所調理業務民間委託 納期前納報奨金制度の廃止	地域主権戦略大綱
H23		帳票アウトソーシングの実施 証明書手数料改定 中央公民館、美術館使用料改定	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第1次一括法、第2次一括法) ◇東日本大震災
H24		社会福祉協議会への職員派遣廃止 議員定数見直し 市長公務運転業務委託廃止	
H25		ハーモニーセンター使用料の改定 ネーミングライツ導入に関する指針 小湾保育所民営化	第3次一括法
H26	第4次浦添市行政改革大綱 (H26～H30) ※取組33項目	附属機関の設置及び運営に関する指針 指定管理者制度運用の指針 外部委託推進取り組み方針 補助金交付適正化取組方針 浦添市組織機構改革方針(第1次組織機構改革)	第4次一括法 ◇マイナンバー制度(付番・通知)
H27		指定管理者制度導入「前田ユブシが丘児童センター」「森の子児童センター」 公の施設の使用料設定にあたっての考え方 市民課窓口民間委託(H27.12.1 開始) 浦添市組織機構改革方針(第1次組織機構改革)	第5次一括法 ◇マイナンバー制度・情報連携開始 (H28年1月)
H28	浦添市定員適正化計画 (H28.5.32)	浦添市組織機構改革方針(第2次組織機構改革) 浦添市外部委託等推進基本指針(方針に基づく事務事業の検証実施) 浦添市公共施設等総合管理計画の策定(H28年6月) 浦添市公共施設マネジメント計画の策定(H29年3月)	第6次一括法 提案募集方式を活用した地方分権改革の開始 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について
H29		浦添市組織機構改革方針(第2次組織機構改革) 浦添市債権管理条例の制定	第7次一括法
H30		指定管理者制度導入「宮城っ子児童センター」 「浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎」 仲西幼稚園を公私連携型認定こども園へ移行	第8次一括法
H31 R元		第4次浦添市行政改革大綱 継続取組 (H31～H32) ※取組31項目	浦添幼稚園を公立型認定こども園へ移行 神森幼稚園を公私連携型認定こども園へ移行 指定管理者制度導入「浦添市養蚕絹織物施設サン・シルク」 指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアル
R2		内間幼稚園を公立型認定こども園へ移行 浦城幼稚園、前田幼稚園を公私連携型認定こども園へ移行 浦添市財政健全化のための緊急行財政改革方針2020	第10次一括法 ◇新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言 (R2.4.7)

2. 第5次浦添市行政改革大綱の策定経過

年月日	内 容
令和2年5月25日	第1回 浦添市行政改革推進本部
令和2年6月2日	浦添市行政改革推進本部 第1回専門部会
令和2年7月13日 " 14日 " 15日	同 第1回作業部会（効率的な仕組みづくり部会） 同 第1回作業部会（安定した財源づくり部会） 同 第1回作業部会（分権時代の人づくり部会）
令和2年7月20日 " 21日 " "	同 第2回作業部会（効率的な仕組みづくり部会） 同 第2回作業部会（安定した財源づくり部会） 同 第2回作業部会（分権時代の人づくり部会）
令和2年7月27日 " 28日 " "	同 第3回作業部会（効率的な仕組みづくり部会） 同 第3回作業部会（安定した財源づくり部会） 同 第3回作業部会（分権時代の人づくり部会）
令和2年8月11日	同 第2回専門部会
令和2年9月28日	第1回 浦添市行政改革推進委員会・諮問
令和2年11月16日	第2回 浦添市行政改革推進委員会
令和2年12月1日～28日	パブリックコメント
" 1日～28日	職員より意見募集
令和3年2月8日	第3回 浦添市行政改革推進委員会・答申
令和3年2月15日	第2回 浦添市行政改革推進本部
令和3年3月30日	第5次浦添市行政改革大綱 策定

3. 諮問書

浦総行第 15 号
令和 2 年 9 月 28 日

浦添市行政改革推進委員会 委員長 殿

浦添市長 松本 哲治



第 5 次浦添市行政改革大綱の策定について（諮問）

浦添市行政改革推進委員会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、第 5 次浦添市行政改革大綱の策定について、貴委員会の意見を求めます。

4. 答申書

令和3年2月8日

浦添市長 殿

浦添市行政改革推進委員会
委員長 朝崎 喺



第5次浦添市行政改革大綱の策定について（答申）

令和2年9月28日付け浦総行第15号で諮問のあった第5次浦添市行政改革大綱の策定について、当委員会において慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

※ 文中の「別添」とは、「第5次浦添市行政改革大綱（前期基本計画）（案）」をいう。

5. 浦添市行政改革推進委員会規則 / 委員名簿

○浦添市行政改革推進委員会規則

平成7年11月29日

規則第28号

改正 平成9年3月31日規則第12号

平成10年3月31日規則第19号

平成11年3月31日規則第17号

平成12年3月30日規則第17号

平成24年10月16日規則第32号

平成27年6月30日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 委員会は、総務部内に置く。

(任務)

第3条 委員会は、浦添市行政改革大綱について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

2 委員会は、行政改革の推進について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

(組織)

第4条 委員会は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。
- 4 委員長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部行政改革所管課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成7年12月1日から施行する。
- 2 浦添市行政改革審議会設置要綱（昭和61年訓令乙第2号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日規則第12号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第19号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第17号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第17号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月16日規則第32号）

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日規則第34号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

浦添市行政改革推進委員会 委員名簿

(任期：令和2年9月28日～令和4年9月27日)

	氏名	種別	所属団体名等
1	朝崎 咄	学識経験者	沖縄大学客員教授
2	神谷 善則	識者	沖縄税理士会
3	玉城 芳信	経済団体	浦添市商工会議所 副会頭
4	中本 昌幸	福祉団体	浦添市社会福祉協議会 事務局長
5	荻堂 盛嗣	教育団体	浦添市PTA連合会 会長
6	中野 紘子	女性団体	浦添市女性団体連絡協議会 会長
7	知名 忍	地域代表	浦添市自治会長会 副会長
8	平良 美恵	行政経験者	行政経験者

6. 浦添市行政改革推進本部設置要綱 / 本部名簿・専門部会員名簿

○浦添市行政改革推進本部設置要綱

平成7年2月3日

訓令甲第1号

改正 平成9年3月31日訓令甲第7号

平成10年3月31日訓令甲第6号

平成11年4月1日訓令甲第12号

平成12年3月31日訓令甲第2号

平成18年12月22日訓令甲第25号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、浦添市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、浦添市市政運営会議規程（平成10年訓令甲第3号）第8条第1項に規定する庁議構成員（市長、副市長を除く。）をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 会議は、本部構成員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(専門部会)

第6条 本部に専門的事項を調査研究させるため、専門部会を置く。

2 専門部会員は、職員のうちから本部長が任命する。ただし、専門部会長は、行政改革所管課長をもって充てる。

3 専門部会長は、専門部会における調査研究の結果を本部に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部行政改革所管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 浦添市行政改革推進本部設置要綱（昭和61年訓令乙第3号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月31日訓令甲第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日訓令甲第6号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日訓令甲第12号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日訓令甲第2号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日訓令甲第25号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

浦添市行政改革推進本部名簿

令和2年4月1日現在

			氏名
1	本部長	市長	松本 哲治
2	副本部長	副市長	大城 千栄美
3	本部員	教育長	嵩元 盛兼
4	本部員	政策調整監	下地 節於
5	本部員	総務部長	新垣 剛
6	本部員	財務部長	石原 正常
7	本部員	企画部長	宮城 剛
8	本部員	企画部西海岸開発局長	伊波 隆
9	本部員	市民部長	野村 雄
10	本部員	市民部経済観光局長	比嘉 克也
11	本部員	福祉健康部長	高江洲 幸子
12	本部員	こども未来部長	安和 さゆり
13	本部員	都市建設部長	下地 輝史
14	本部員	都市建設部参事	登野城 寛
15	本部員	消防長	嘉味田 朝
16	本部員	上下水道部長	島尻 恒彦
17	本部員	教育部長	仲間 陽子
18	本部員	指導部長	金城 淳

浦添市行政改革推進本部 専門部会員名簿

令和2年5月14日現在

		所 属	氏 名
1	専門部会長	総務部 行政改革推進室	仲里 哲
2	副部会長	財務部 財政課	大城 博郎
3	部会員	総務部 総務課	我部 政仁
4	部会員	総務部 職員課	金城 智昭
5	部会員	企画部 企画課	知念 伸男
6	部会員	市民部 市民生活課	与那覇 純子
7	部会員	福祉健康部 福祉総務課	金城 徹
8	部会員	こども未来部 こども政策課	仲本 力
9	部会員	都市建設部 都市計画課	宮平 敦
10	部会員	消防本部 消防総務課	大内 智博
11	部会員	上下水道部 水道総務課	外間 修
12	部会員	教育部 教育総務課	野村 美抄代
13	部会員	指導部 学校教育課	宮城 増美
14	部会員	議会事務局	慶田 朗

7. 浦添市行政改革推進本部作業部会設置要綱 / 作業部会員名簿

○浦添市行政改革推進本部作業部会設置要綱

令和2年5月14日 本部長決裁

(目的)

第1条 第5次浦添市行政改革大綱・実施計画を策定するため、浦添市行政改革推進本部専門部会（以下「専門部会」という。）のもとに浦添市行政改革推進本部作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を調査研究する。

- (1) 第5次浦添市行政改革大綱・実施計画の具体的な骨子に関すること。
- (2) その他行政改革の推進に関し、浦添市行政改革推進本部専門部会長（以下「専門部会長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 作業部会員は、職員のうちから専門部会長が指名するものとし、必要に応じて庁内公募により選出することができる。

- 2 作業部会員は、20人以内とする。
- 3 作業部会員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(作業部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に作業部会長及び副部会長を置き、会員の互選により定める。

- 2 作業部会長は、作業部会を総理する。
- 3 副部会長は、作業部会長を補佐し、作業部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は必要の都度、作業部会長が招集する。

- 2 作業部会において調査研究した結果については専門部会長に報告しなければならない。

(解散)

第6条 作業部会は、その目的が達成された時に解散する。

(補則)

第7条 作業部会の運営等に関し、必要な事項は専門部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

浦添市行政改革推進本部 作業部会員名簿

令和2年6月10日現在

	課名	係名	氏名	部会
1	市民課	記録係	前粟藏 幹子	効率的な仕組みづくり
2	子ども政策課	わんぱく係	宮城 瞳	
3	財産管理課	財産管理係	具志川 徹	
4	建築営繕課	営繕係	多和田 真弓	
5	国民健康保険課	庶務係	伊波 良太	
6	健康づくり課	健診係	玉那覇 智子	
7	子ども政策課	政策係	古堅 智子	
8	企画課	企画係	當間 司	
9	資産税課	家屋係	棚原 圭	安定した財源づくり
10	市民税課	市民税第1係	真喜志 怜	
11	納税課	納税係	宮平 茂	
12	産業振興課	産業振興係	宮良 信哉	
13	観光振興課	観光振興係	玉代勢 潤一	
14	職員課	給与厚生係	大宜見 公彦	
15	国際交流課	広報公聴係	喜名 孝	分権時代の人づくり
16	防災危機管理室		諸喜田 司	
17	職員課	研修担当	田場 尚子	
18	財政課	財政係	松永 洋平	効率的な仕組みづくり 安定した財源づくり
19	情報政策課	情報政策係	村田 新大	効率的な仕組みづくり 安定した人づくり
20	職員課	人事係	小林 晋作	